

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	平成 19(あ)779	原審裁判所名	札幌高等裁判所
事件名	証人威迫，暴行被告事件	原審事件番号	平成 18(う)362
裁判年月日	平成 19 年 11 月 13 日	原審裁判年月日	平成 19 年 3 月 27 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	決定		
結果	棄却		
判例集等	刑集 第 61 卷 8 号 743 頁		

判示事項	刑法 105 条の 2 にいう「威迫」の方法
裁判要旨	刑法 105 条の 2 にいう「威迫」には，不安，困惑の念を生じさせる文言を記載した文書を送付して相手にその内容を了知させる方法による場合が含まれる。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。
理 由	<p>弁護人隈井光及び被告人本人の各上告趣意は，いずれも事実誤認，単なる法令違反の主張であって，刑訴法 405 条の上告理由に当たらない。</p> <p>なお，<u>刑法 105 条の 2 にいう「威迫」には，不安，困惑の念を生じさせる文言を記載した文書を送付して相手にその内容を了知させる方法による場合が含まれ，直接相手と相對する場合に限られるものではないと解するのが相当であり，これと同旨の原判断は相当である。</u></p> <p>よって，刑訴法 414 条，386 条 1 項 3 号，181 条 1 項ただし書により，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり決定する。</p> <p>(裁判長裁判官 藤田宙靖 裁判官 堀籠幸男 裁判官 那須弘平 裁判官 田原睦夫 裁判官 近藤崇晴)</p>

※参考：判例タイムズ 1259 号 204 頁、判例時報 1993 号 160 頁、ジュリスト 1357 号 162 頁